

報告第 5 号

専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定による昭和 60 年 3 月 28 日寒川町議会議決に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 12 月 15 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定された町の義務に属する損害賠償について、次のとおり専決処分する。



損害賠償の額を定めることについて

町は、次のとおり損害を賠償するものとする。

1 賠償金額 204,490 円

2 賠償の相手方



3 賠償の理由 令和 2 年 10 月 26 日午前 11 時 30 分頃、消防ポンプ自動車町道大曲田端 6 号線を走行中、付近で対向車とすれ違うため道路左端に停止し、対向車通過後発進したところ、当該消防ポンプ自動車左後部が所有のブロック塀に接触し、当該ブロック塀を破損させたため、その損害を賠償するものとする。

令和 2 年 12 月 4 日

寒川町長 木 村 俊 雄